

一般社団法人 苫小牧青年会議所 褒 賞 規 則

第 1 条 (目 的)

本規則は、青年会議所運動に貢献した委員会および会員にその活躍をたたえて褒賞し、青年会議所運動の発展に資することを目的とする。

第 2 条 (基 準)

褒賞の基準は、毎年2月末日までに理事長が定める褒賞大綱による。

2 褒賞の対象は、個人賞は理事及び理事経験者と監事以外の正会員とし、団体賞は委員会とする。

第 3 条 (分 類)

褒賞は次のとおりとする。

- (1) 最 優 秀 賞
- (2) 優 秀 賞
- (3) 特 別 賞

第 4 条 (審 査 会 議)

理事長は毎年2月末日までに褒賞審査会議（以下、審査会議という）を設置しなければならない。

2 審査会議の構成者は次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 監事
- (3) 理事長の指名する理事3名以内とする。ただし、この理事は褒賞対象者、団体に対して中立な立場の理事とする。

第 5 条 (申 請 の 手 続)

褒賞に関する事項を担当する委員会（以下、委員会という）は第2条で定める褒賞大綱に基づき、褒賞申請要項を定める。

第 6 条 (審 査 お よ び 決 定)

褒賞は、審査会議が審査選考し決定する。

第 7 条 (賞 状 等 の 授 与)

褒賞は毎年、理事会で定めたる場において理事長が賞状及び記念品を贈呈し表彰する。

第 8 条 (記 録)

褒賞者については、事業報告書に明記し、事務局に保管すること。
記録文章の作成は、褒賞審査会議がおこなうこと。

附 則

本規則は、一般社団法人苫小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。